

5月の市税ごよみ

18日 固定資産税第1期分の督促状の発送

31日 軽自動車税全期分の納期限

※督促状1通につき1000円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限の日に口座から引き落とされますので、残高にご注意ください。

市税の納付は 口座振替が便利です

市税などの納付方法は口座振替にすると、自動的に納付されるので、納め忘れがなく便利です。

口座振替の手続きは、預金通帳と通帳届出印を持って、各金融機関の窓口へお申し込みください。
申し込みした翌月の末日から口座振替ができます。

取扱金融機関

伊予銀行、周桑農業協同組合、西条市農業協同組合、愛媛銀行、東予信用金庫、広島銀行、愛媛信用金庫、香川銀行、百十四銀行、四国労働金

庫、日本郵政公社

問合せ

市庁舎納税課納税第2係
TEL 0897-52-1279

自動車税・軽自動車税の 出張収納窓口を開設します

西条地方局と市では、共同で出張収納窓口を開設し、平成19年度の自動車税と軽自動車税の納付を受け付けます。日ごろ仕事などで忙しいため、金融機関などでの納付が困難な方は、お気軽にご利用ください。

開設場所

フジグラン西条(新田)

開設期間

5月19日(土)・20日(日)・26日(土)・27日(日)

開設時間

9時～18時

※5月中旬に納税通知書を納税者へ郵送しますので、当日に持参してください。

問合せ

○自動車税について

西条地方局納税課

TEL 0897-56-1300

○軽自動車税について

市庁舎本館納税課

納税第1係

TEL 0897-52-1278

春の全国交通安全運動

5月11日(金)～20日(日)

スローガン

その一杯 すすめたあなた 共犯者

▼運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

▼全国重点

飲酒運転の根絶、自転車の安全利用の推進、後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

▼県重点

交差点の交通事故防止



バリアフリー改修住宅の 固定資産税を減額します

平成19年4月1日から平成22年3月31日までにバリアフリー改修工事をした住宅は、次の各要件を満たす場合、申告によって固定資産税が翌年度に限り減額されます。

■居住の要件

①65歳以上②要介護認定者または要支援認定者③障害者の、いずれかに該当する方が居住する既存の住宅(賃貸住

宅を除く)であること。

■改修の要件

改修工事が、①廊下の拡幅②階段の勾配緩和③浴室の改良④便所の改良⑤手すりの取付⑥床の段差解消⑦引き戸への取替⑧床表面の滑り止め化のいずれかで、補助金を除く自己負担の工事費用が30万円以上であること。

■減額の割合

適用範囲(1戸当たり100平方メートル)に相当する税額の3分の1を減額します。

交通死亡事故抑止

“アンダー100作戦” 実施中

期間：平成19年1月1日～12月31日

家庭、学校、職場、地域…、県民総ぐるみで
年間の交通事故死者100人未済をめざす
“アンダー100”を達成しましょう!

■減額される期間

改修が行われた翌年度分

■申告方法

改修後、原則3カ月以内に工事明細書と写真などを添付して、担当課へ申告してください。

■申告先

○市庁舎本館資産税課
資産税係

TEL 0897-52-1325

○東予総合支所納税課納税第1係、丹原または小松総合支所納税課納税係